

目次

はしがき 1

序章 春秋時代と室町時代 9

室町という時代背景／覇者の論理

第一章 政弘の時代 15

1 大内氏の登場 15

大内氏とは／尋尊の大内氏観

2 分国と応仁・文明の大乱 19

畿内の政弘と国許の陶弘護／帰国した政弘を待ちうけていたもの

3 六角氏親征と分国 26

陶弘護の横死／將軍義尚の近江親征と分国

4 新介の季節 32

政弘の嫡男と義興の誕生／義興の母「今小路」

5 明応の政変と分国 36

將軍義材の近江親征と分国／將軍義材の河内親征と分国／
義興妹誘拐事件／義興と赤松政則

6 政弘の死 43

陶武漢事事件／内藤弘矩誅殺事件

第二章 義興の時代 48

1 治世開始 48

政弘から義興への権力継承／分国の静謐化と中央政局の波及／

大友政親と義興／少弐政資と義興／仁保護郷と義興／大護院尊光事件

2	前將軍下向……………	63
	亡命將軍義尹の使者／亡命將軍義尹の山口入り／ 義興、朝敵となる／義尹と義興の大義名分／山口亡命幕府	

3	義興上洛……………	77
	義興の上洛準備と細川政元の横死／ 義興東上と京兆家内紛の継続／義興の上洛	

4	在京の日々……………	85
	義興の帰国願望／義興と莊園／在京に伴う問題	

5	決戦船岡山……………	91
	平穏な日々／如意ヶ岳の戦／再びの平穏な日々／船岡山の戦	

6	卿と憂鬱……………	102
	船岡山合戦と多賀谷武重／船岡山合戦と芸石国人／ 義興の公卿成り／義興公卿成りの意図／將軍義尹の軽挙妄動／ 先行帰国国人への対処／遣明船派遣問題と義興の帰国	

第三章 防雲干戈…………… 127

1	義興帰国……………	127
	將軍義種の死去／山口留守政庁／義興の寧靜	

2	激戦の日々……………	136
	武田元繁と義興／毛利元就と義興／厳島政策の失敗	

3	義興の死……………	141
	尼子経久の強盛／義興と出雲の関係／尼子経久の東西条侵攻／ 義興の反撃／陶興房の奮闘／備後細沢山の戦／義興の死	

第四章 分国の内情…………… 155

1	守護代と郡代……………	155
	守護代による管轄国の領国化／事例①豊前国宇佐郡の郡務／ 事例②周防国佐波郡の郡務／事例③長門国豊西郡の郡務	

郡務系役人とは／能美弘助／宮川貞頼／岡部興景／赤尾親種／
武断派と文治派／周防国衛徳政／分国の疲弊と「国家」意識

終章 覇者と霸王……

古代中国と中世日本の下剋上／「覇者の論理」の伝播／西国の「覇者」義興

参考文献 190／大内義興略年表 192／あとがき 197

序章 春秋時代と室町時代

室町という時代背景

永正五年（一五〇八）四月、前関白近衛尚通は、自身の日記に当時の世を「戦国の時の如し」と書き記した（『後法成寺関白記』同月一六日条）。

この「戦国」とは、「戦国策」で有名な紀元前の古代中国の時代名称である。では、古代中国における戦国時代の前の時代はというと、それは「春秋時代」である。すると、日本中世の戦国時代以前の時代を、春秋時代と呼んでもよさそうである。ところが、日本の戦国時代の前の時代は、時の幕府の名称をとって室町時代と呼ばれる。

それでは、古代中国の春秋時代と、日本中世の室町時代は類似点がないのかというと、そのようなことはない。極々、表面的な政治状況・権力構造ということであれば共通点は多い。では、その古代中国春秋時代はどのような時代であったのか。これは、手近にあった宇都木章氏の著作や平勢隆郎氏の著作を読んでまとめると、以下のようなものである。

まず、都（鎬京や洛陽）に周王が存在した。周王は「春秋左伝」などでは「天王」と表記される。

そして、各地域には周王から分封・封建された諸侯国が存在した。一方、諸侯国には国君たる諸侯の下、「卿」と「大夫」が存在した。大夫は所領を有する者のことで、卿は国政に参与する有力大夫を指す。卿は現在風にいえば、大臣ということになるだろう。彼等は卿大夫と総称されることもある。一方、卿大夫と違い、基本的に所領を有さない者が「国人」である。国人とは本来、卿大夫の支配下にある被支配者層であった。

ところが、春秋時代中期から後期にかけて各国で卿大夫が台頭し、これが国君の威権を脅かすようになる。国君は卿大夫層を牽制する意味もあって、国人層の内の埋もれた才能に注目することになった。そして、戦国期に入ると、ここから西門豹や呉起といった多種の才能ある者が現れはじめ、場合によっては宰相・將軍・高級官僚となった。このようなことがあって、国人層の知識人たちは特に「士」と呼ばれるようになり、やがては、卿大夫に次ぐ下級支配者層を構成するに至った。

では、室町期の日本はというと、まず、天皇が住まう京都に征夷大將軍職を世襲する足利氏が存在した。また、各国には、足利氏から各国守護職であることを認定されたり、情勢によっては事実上否定されたりする大名家が存在した。そして、大名は、必ずしも守護職の有無にはよらず、日本国内に小領域国家的な自身の「分国」を形成していた。

こうした大名は、大きく二種に分類される。常在京し、京都より分国を遠隔支配する在京大名と、常在在京しただけではない在国大名である。ただ、在国大名としても、すべての支配領域を自らの力のみで漏れなく支配することは不可能であった。

そのため、在京・在国を問わず、大名は支配国ごとに自身の代官を置いた。これが守護代である。守護代には大名家の有力被官(家臣)が起用された。そして、守護代は管轄国において、日本では一般の武家領主を指す国人領主をゆるやかに束ね、これを大名の下へと結集させていた。

ただし大名は、たとえ幕府からある国の守護職を授与されていたとしても、その国の現地において、いわゆる「大名権力」を構築できるとは限らない。失敗する場合もあった。そのような国では、国人領主が割拠していた。彼等は幕府や周辺大名の顔色を窺いつつ、厳しい生存競争を延々と繰り返し広げていたのである。

さて、仮に、周の天王に擬すべきは日本室町期の天皇家ではなく足利將軍家とすると、室町期の大名は古代中国の諸侯に相当する。室町幕府九代將軍足利義尚の家庭教師的存在であった前関白一条兼良も、弟子の義尚のために記した政道書である「樵談治要」でその見方を採った。すなわち、室町末期の諸大名を、古代中国春秋時代の一二諸侯(晋・鄭・魯・衛・曹・齊・秦・楚・燕・呉・越の君主)や戦国時代の七雄(魏・韓・趙・齊・秦・楚・燕の君主)に擬えたのである。兼良のいうように、室町期の大名を諸侯とすると、兼良はそこまで述べていないが、各大家家の守護代は古代中国の卿に当たる。そして、室町期の国人領主は古代中国の大夫に相当する。また、地侍は古代中国の国人や士に相当することになる。

とはいえ、日本においては、大名を諸侯に擬することはあっても、守護代を卿に、国人領主を大夫に擬することはない。なぜかといえば、それは古代中国の秦から前漢の時代にかけて整備された三

公・九卿の略称としての公卿と、その属僚としての大夫という用法が、史書を介してすでに日本の古代の貴族たちに伝わっていたためである。

日本の貴族たち、いわゆる公家は、すべてが一条兼良のような学者肌であったとも思えないが、一応、教養として「春秋」とその伝や「史記」に通暁していたはずである。であるから、当然、彼等は春秋・戦国時代の卿や大夫のなんたるかを理解していたと思われる。だから彼等としても、史書にみえる卿や大夫に相当するのは、南北朝・室町期の各大家の守護代や国人であると自覚していたかもしれない。また、周王の側近である「卿士」としては、細川氏や山名氏といった在京大名や幕府の高級吏僚である伊勢氏などが相応しいと思っていたかもしれない。とはいえ、日本の公家たちは、上級公家のことを「卿」と呼び、中級公家を「大夫」と呼ぶ用法を改めなかった。そこには当然、自分たちの誇りの問題もあると思われる。

覇者の論理

ところで、古代中国春秋時代は「覇者」の時代といっても過言ではない。このことは日本でも有名で、数名の「覇者」を「春秋五覇」と総称している。ただ、五覇といっても「覇者」と見做される諸侯には諸説あり、五〇〇人程度存在する。主なところでいえば、斉の桓公・宋の襄公・晋の文公・秦の穆公・楚の荘王・呉の闔閭・越の勾践である。

こうした「覇者」の役目とは、諸侯会同を主催し、異民族との戦を指揮し、各国で起こる一国ではさばききれない難問の解決にあたるというものであった。そして「覇者」最大の特徴としては、それらの行いを周の天王の代人として行うというものである。「覇者」とは、いわゆる「尊王攘夷」の体現者なのである。

そのため、周王の権威が凋落し、有力な諸侯がそれぞれ王号を称し始めた戦国時代になると、有力諸侯が周の天王の代人たることにさほどの意味がなくなった。そこで戦国諸侯は、中途半端な「覇者」などではなく、王の中の王、すなわち「覇王」を目指すこととなった。つまり、理屈の上では、「覇者」とは王たらぬ者であり、かつ春秋時代の産物なのである。

とはいえ、前述の「春秋五覇」の中には、時の天王に「禪讓」を迫った楚国の荘王——「鼎の軽重を問う」（「楚世家」（「史記」）の故事である——が存在し、春秋時代であるにも関わらず、独自に王号を称した呉王闔閭や越王勾践が教えられることもある。ここからわかるように、「覇者」の要件とされる天王の代人たることや尊王精神は、表面的な問題ではある。しかし、例えば、周の天王から楚の荘王への至尊の位の禪讓が成っていれば、荘王は名実ともに新王朝を開くことになっていたのであろう。そうなると、荘王は歴史上、「覇王」と呼ばれることはあっても、「覇者」と呼ばれることはなかったものと思われる。

ところが、「覇者」と「覇王」は語感が似ているためか、日本史を取り扱う書籍においては、特に深い意味もなく同じように用いられることが多い。しかし、前述のような意味——前者は周王の代人として諸侯会同を主催し、後者は王の中の王を意味する——でいえば、両者はまったくの別物なので